主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

申立人の抗告理由(後記)について。

所論は、憲法違反、判例違反をいうけれども、その実質は、単なる法令違反、事 実誤認を主張するものに過ぎないから採用することができない(なお刑訴規則二八 六条に関する原判示は正当である)。

よつて、刑訴四三四条、四二六条一項により主文のとおり決定する。

昭和三二年一〇月二三日

最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	奥	裁判官